

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱説明ほか

いわき労働基準監督署
安全衛生課長 千葉 光平

令和5年度 全国労働衛生週間 研修会

令和5年度 全国労働衛生週間研修会

本日の説明事項

1. 令和5年労働災害発生状況(いわき署作成)
2. 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱
 - 1) 趣旨 (P.7~8)
 - 2) 準備期間内に実施する事項 (P.10~16)
 - ・労働衛生管理体制の確認 (P.14~15,P60~61)
 - 3) 全国労働衛生週間中に実施する事項 (P.9~10)
3. 最近の健康管理等の動向
 - 1) 化学物質の自律的な管理 (P.46~50)
 - 2) 騒音障害防止改訂ガイドライン (P.53)
 - 3) 石綿障害予防規則の改正 (P.55)
 - 4) 第10次粉じん障害防止総合対策 (P.57)
4. 職場の健康診断実施強化月間

令和5年度 全国労働衛生週間研修会

協会HP（労基署通信）への掲載予定資料

- （資料1）令和5年7月末いわき署管内労働災害発生状況
- （資料2）第74回全国労働衛生週間（リーフレット）
- （資料3）「労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます！危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置義務」（リーフレット）
- （資料4）「転倒災害を防止しましょう」（リーフレット）
- （資料5）「熱中症を防ごう！」（リーフレット）
- （資料6）「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」（パンフレット）
- （資料7）「騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました」（リーフレット）
- （資料8）「事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！」（リーフレット）
- （資料9）福島労働局10次粉じん障害防止総合対策
- （資料10）「職場の健康診断実施強化月間」（リーフレット）
- （資料11）「働く女性の健康推進に取り組みましょう」（リーフレット）

3

いわき署管内の労働災害(7月末時点統計)

1. 令和5年労働災害発生状況

(資料1)

4

1. 令和5年労働災害発生状況(7月末現在)

業種	令和5年			前年同期			対前年比	
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	1	237	238	4	257	261	-23	-8.8%
01 製造業	1	38	39	1	59	60	-21	-35.0%
02 鉱業	0	0	0	0	2	2	-2	-100.0%
03 建設業	0	23	23	2	30	32	-9	-28.1%
04 運輸交通業	0	23	23	0	21	21	2	9.5%
05 貨物取扱業	0	4	4	0	7	7	-3	-42.9%
06 農林業	0	5	5	0	3	3	2	66.7%
07 畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	±0.0%
08～17 その他の事業計	0	144	144	1	135	136	8	5.9%

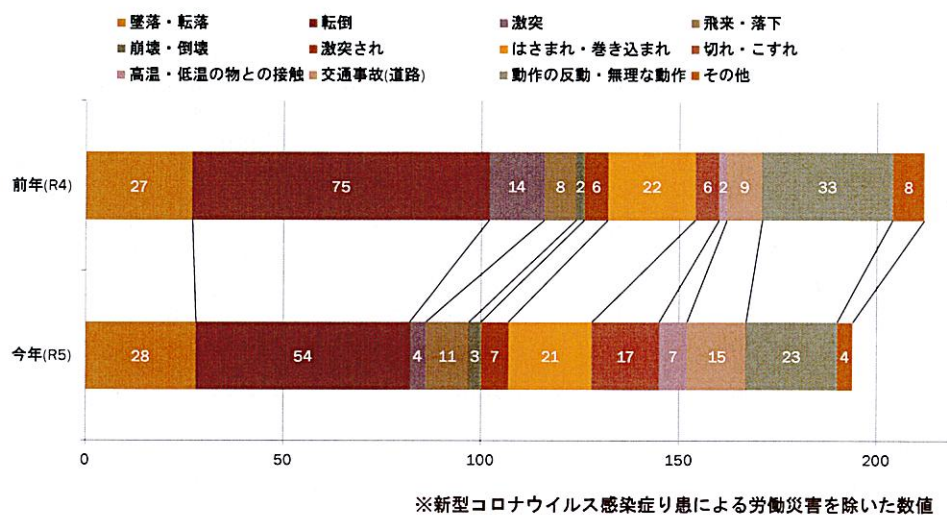
5

1. 令和5年労働災害発生状況(7月末現在)

業種	令和5年			前年同期			対前年比	
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	1	193	194	4	208	212	-18	-8.5%
01 製造業	1	38	39	1	45	46	-7	-15.2%
02 鉱業	0	0	0	0	2	2	-2	-100.0%
03 建設業	0	23	23	2	28	30	-7	-23.3%
04 運輸交通業	0	23	23	0	19	19	4	21.1%
05 貨物取扱業	0	4	4	0	7	7	-3	-42.9%
06 農林業	0	5	5	0	3	3	2	66.7%
07 畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	±0.0%
08～17 その他の事業計	0	100	100	1	105	105	-5	-4.8%

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値 6

事故の型別労働災害発生状況の比較(7月末)



7

「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」

2. 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱

注) 「(P.O~)」は「労働衛生のしおり」の参考ページ

8

2. 1) 趣旨(P.7)

× 労働者の健康をめぐる状況

- + 高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続ける(⇒P.20)
- + 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加
- + 女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題
- + 中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率
- + 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある

× 過労死等防止対策の推進(⇒P.22)

- + 過労死等事案の労災認定件数が904件となっており長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要
- + 精神障害による労災認定件数は710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある

× 労働者の健康確保

- + 産業医の選任義務のない小規模事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である

9

2. 1) 趣旨 (P.7,8)

× 化学物質による労働災害の防止

- + 化学物質による労働災害は、450件程度で推移し、特別規則の対象となっていない有害物によるものが8割を占める
- + 化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない
- + 事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入

× 石綿によるばく露防止対策の強化

- + 職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人にもおよぶ(⇒P.20)
- + 解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見される
- + 資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている

10

2. 1) 趣旨 (P.8)

- × **第14次労働災害防止計画(⇒P.42~)**
 - + 令和5年度より、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている
- × **請負人等に対する労働者と同等の保護措置(資料3)**
 - + 建設アスベスト訴訟の最高裁判決(令和3年5月17日)を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを義務付け
 - + 事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅が広がっている

11

2. 1) 趣旨 (P.8)

- × **スローガン**
**「目指そうよ二刀流
 ころろとからだの健康職場」**
- × **期間**
 本週間：10月 1日～10月 7日
 準備期間： 9月 1日～ 9月30日

12

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.10)

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項(P.84~,P.305~)

- a. ワーク・ライフ・バランスの推進
- b. 事業者による意思表示
- c. 労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する面接指導等
- d. 健康診断、異常所見者の業務内容に関する医師への情報提供、意見聴取及び事後措置
- e. 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

13

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.10)

ア 重点事項

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

(P.95~,P.313~)

- a. メンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b. 「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c. 4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供
- d. 労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e. ストレスチェック制度の適切な実施、結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f. 予防から早期発見・早期対応、職場復帰支援までの総合的な取組
- g. 「自殺予防週間」等をとらえたメンタルヘルス対策への積極的な取組
- h. 産業保健総合支援センターにおける支援の活用

14

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.11)

ア 重点事項

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項 (P.43,P.108~,P.183~,資料4)

- a. 労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b. 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c. エイジフレンドリーガイドライン(P.341~)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等を考慮した作業内容等の見直し
- d. 雇入時及び定期的健康診断の確実な実施、気付きを促すための体力チェックの活用
- e. 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f. 小売業及び介護施設の企業等関係者による協議会(SAFE協議会)を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g. 転倒・腰痛予防体操の実施
- h. 「職場における腰痛予防対策指針」(P.279~)に基づく腰痛の予防対策の推進

15

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.11,12)

ア 重点事項

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

(P.46~,P.119~,P.351~)

- a. 中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b. 出荷時、購入時のラベル表示・SDS交付の状況の確認
- c. リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- d. 労働者に対する教育の推進
- e. 取扱い物質の選定、危険有害性等が不明な化学物質に係るばく露低減措置及び教育の推進
- f. 適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g. 特殊健康診断等
- h. 塗料の剥離作業における健康障害防止対策

16

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.12,13)

ア 重点事項

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

(P.55,P.150~,P.248)

- a. 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - × 事前調査、届出、隔離・湿潤化、呼吸用保護具、洗身や付着物の除去、作業主任者、健康診断、離職後の健康管理、写真等による記録
- b. 石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付石綿、保温材等の除去、封じ込め等の徹底
 - × 石綿建材の使用状況の把握、封じ込め等がなされていない吹付材、保温材等の石綿使用の有無の調査、損傷劣化状況に関する点検、劣化状況等を踏まえた除去等の実施、設備業者等への情報提供の実施
- c. 設備の点検、補修等の作業等での石綿ばく露防止
 - × 石綿等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する発注者からの情報収集、呼吸用保護具等の使用の徹底
- d. 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - × 石綿含有製品等の把握、作業における呼吸用保護具等の使用等

17

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.13)

ア 重点事項

(カ) 「職場における受動喫煙防止のガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項 (P.114~,P.349)

- a. 現状把握と実情に応じた対策の実施
- b. 健康影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c. 支援制度の活用

(キ) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

(P.89~,P.339~)

- a. 基本方針等の表明と周知
- b. 研修等による意識啓発
- c. 相談窓口等の明確化
- d. 休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e. 両立支援コーディネーターの活用
- f. 産業保健総合支援センターによる支援の活用

18

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.13,14)

ア 重点事項

- (ク) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項 (P.188~,資料5)
- a. WBGT値の実測と、測定値に基づく評価、作業時間の短縮や暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起等
 - b. 水分・塩分の摂取
 - c. 救急措置の事前の確認と実施
 - d. 日常の健康管理や健康状態の確認
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項 (P.108)
- a. 労働者用チェックリストを活用した作業環境の確保及び改善
 - b. 事業者用チェックリストを活用した労働者の心身の健康確保

19

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.14)

ア 重点事項

- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項(P.91~)
- a. 産業保健活動の充実
 - b. ストレスチェックの実施、職場環境改善の取組の推進
 - c. 健診結果に基づく事後措置の徹底
 - d. 産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の活用
 - e. 団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (サ) 女性の健康課題に関する事項（資料11）
- a. 理解促進のための取り組みの実施
 - b. 産業保健総合支援センターにおける専門的研修の受講
 - c. 産業保健総合支援センターにおける相談窓口の活用

20

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.14)

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

(⇒P,60~P61,P62~,P226~,P291~)

- + 労働衛生管理活動に関する計画作成・実施・評価・改善、労働衛生管理体制、衛生委員会、危険性又は有害性等の調査等、職務権限の確立、規程の点検・整備・充実

21

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.15)

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項(P.63,P.206~,P.259~)

- + 作業環境測定、局所排気装置等の適正な設置・検査・点検、
- + 清潔保持、換気・採光・照度・便所等の状態の点検・改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項(P.63)

- + 作業負担の軽減、作業指針の周知、保護具

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」を契機とした健康管理の推進に関する事項(P.64,P.78~,P.249~)

- + 健康診断の実施、医師への情報提供、医師からの意見聴取、事後措置の徹底、保健指導、特定健診・保健指導との連携、医療保険者が行う保健事業との連携

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項(P.64)

- + 雇入時教育、特別教育、能力向上教育

22

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.15)

イ 労働衛生3管理の推進等

- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項 (P.92~)
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項 (P.112~,P.348)
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

23

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P15,16)

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
(P.57,P.157~,P.276~)
 - a. 第10次粉じん障害防止総合対策
 - × 呼吸用保護具、ずい道等建設工事、じん肺健康診断、離職後の健康管理
 - b. 改正粉じん障害防止規則
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
(P.164~)
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項 (P.53,P174)
 - × 騒音健康診断、聴覚保護具、騒音障害防止対策の管理者

24

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.16)

ウ 作業の特性に応じた事項

- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項 (P.179~,P.349)
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項 (P.107~,P.286~)
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項 (P.169~,P.242)
 - × 酸素及び硫化水素濃度の測定、換気、空気呼吸器等
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項 (P.122,P.369)

25

2. 2) 準備期間中に実施する事項 (P.16)

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項 (P.215~,P.237,P.240~)
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- + 安全衛生経費の確保等、安全衛生に関する事項を円滑に実施するための配慮

26

2. 3) 全国労働衛生週間中に実施する事項 (P.10)

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

27

3. 最近の健康管理等の動向

28

3. 1) 化学物質の自律的な管理 (P.46)

- × 「個別規制型の管理」から「自律的な管理」へ
 - + 化学物質による労働災害のうち、約8割は特別規則で規制されていない化学物質によるもの
 - + 令和4年に安衛法が改正され、GHS分類で危険性・有害性が確認された化学物質について、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を事業者が自ら選択して実施する制度が導入されることとなった
 - + これは、化学物質管理を従来の「個別規制型の管理」から「自律的な管理」に移行させていくもの

29

令和6年4月1日に施行される規定 (P.49,資料6)

- × 化学物質管理体制の見直し
 - + リスクアセスメント対象物質の拡大
 - × 234物質追加（さらに、令和7年に655物質、令和8年に812物質追加候補物質が公表されている）
 - + リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務
 - × 濃度基準値が設定された物質のばく露を濃度基準値以下にする
 - + 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止
 - × 対象の化学物質の取扱い等に際して、適切な保護具を着用させる
 - + 衛生委員会の付議事項の追加
 - × 濃度基準値以下にするための措置に関することや、対象物質に係る健康診断結果と結果に基づく措置に関する事など
 - + 化学物質労災発生事業場等への労基署長による指示
 - × 指示された場合、専門家からの助言を受けて改善措置計画を提出し、必要な改善措置を実施
 - + リスクアセスメントに基づく健康診断等の実施等
 - × リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合、又は、濃度基準を超えてばく露したおそれがある場合に、医師又は歯科医師による健康診断を実施

30

令和6年4月1日に施行される規定 (P.50,資料6)

- × 化学物質管理実施体制の強化
 - + 化学物質管理者の選任義務化
 - × 製造事業場は、専門的講習の修了者から選任
 - × 取扱い事業場及び譲渡提供事業場は、必要な能力を有する者を選任
 - + 保護具着用管理責任者の選任義務化
 - × 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から選任
 - + 雇入れ時等安全衛生教育の拡充
 - × 危険性・有害性のある化学物質を製造又は取り扱うすべての事業場で雇入れ時等安全衛生教育を実施
- × 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達の強化
 - + SDS等による通知事項の追加
 - × 「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加
 - + SDS等による含有量表示の適正化
 - × 含有量を10%刻みでの記載方法から重量%での記載に変更
- × その他
 - + 第3管理区分事業場の措置強化
 - × 外部の専門家に改善方法の意見を聞き、必要な改善措置を講ずる
 - × 改善困難な場合や区分が変わらない場合、個人サンプリング測定等の結果に応じた呼吸用保護具を使用させ、労基署長に届け出

31

3. 2) 騒音障害防止のためのガイドライン(P.53)

- × 平成4年に定められたガイドラインは、製造業や造船業などにおける騒音性難聴の発生抑制を担ってきた
- × 騒音性難聴は、未だ年間300件に上る状況にあり、更なる対策が必要
- × 技術の発展や知見の蓄積も踏まえて騒音障害防止対策が見直され、令和5年4月にガイドラインが改訂された

32

3. 2) 騒音障害防止のためのガイドライン(P.53,資料7)

- × 騒音障害防止対策の管理者を選任し、組織的な対策を実施
 - + 衛生管理者、安全衛生推進者等から管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる
- × 騒音源が移動する場合等に対応した新たな測定方法の導入
 - + 騒音減が移動する場合等においては、「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる など
- × 聴覚保護具の選定基準の明確化
 - + JIS T 8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値のものを選定する
- × 聴力異常を早期に発見するための健康診断項目の見直し
 - + 4,000ヘルツの聴力検査の音圧を25dBおよび30dBに変更
 - + 雇入れ時または配置替え時や、定期健診(騒音)の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査を追加
- × 管理者向け労働衛生教育の推進
 - + 前述の管理者を選任しようとするときに、以下の科目について労働衛生教育を行う
 - × 騒音の人体に及ぼす影響(30分)、適正な作業環境の確保と維持管理(80分)、聴覚保護具の使用及び作業方法の改善(40分)、関係法令等(30分)

33

3. 3) 石綿障害予防規則等の改正 (P.55)

- × 石綿は平成18年から輸入、製造、使用等が禁止されているが、近年はそれ以前に着工した石綿を使用している建築物等の解体・改修工事が増えている
- × 石綿粉じんが飛散し、それにより引き起こされる健康障害が懸念されることから平成17年に石綿則により、解体等にかかる作業の法整備がなされた
- × 石綿則には、事前調査の実施義務が定められているが、その調査者について、令和5年10月1日より必要な知識を有する資格者等に依頼することが必要となる

34

3. 3) 石綿障害予防規則等の改正

- × 事前調査は、工事の規模にかかわらず、すべての工事が対象
 - + 工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要がある
- × 事前調査結果の報告は義務
 - + 一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要がある

35

3. 3) 石綿障害予防規則等の改正 (P.55,資料8)

- × 事前調査のうち、建築物に係るものについては、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する以下の者に行わせなければならない
 - + 特定建築物石綿含有建材調査者
 - + 一般建築物石綿含有建材調査者
 - + 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - + 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

36

3. 4) 第10次粉じん障害防止総合対策 (P.57)

- × じん肺所見が認められる労働者は減少傾向にあるものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している
- × 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、改善が困難な場合、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行される
- × 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知および指導等を業種や職種を問わず実施する必要がある

37

3. 4) 第10次粉じん障害防止総合対策 (P.57,資料9)

- × 総合対策の推進期間
 - + 2023年度から2027年度までの5か年
- × 総合対策の重点事項（福島局）
 - + 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - + ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - + じん肺健康診断の着実な実施
 - + 離職後の健康管理の推進
 - + 岩石・鉱物の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - + 岩石・鉱物・金属の研磨等作業に係る粉じん障害防止対策
 - + 鋳物作業に係る粉じん障害防止対策

38

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の徹底

4. 職場の健康診断実施強化月間

(資料10)

39

4. 職場の健康診断実施強化月間

- × 労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置等を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っている
- × 重点事項
 - + 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
 - + 健康診断結果の記録の保存の徹底
 - + 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - + 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
 - + 健康保険法に基づく保健事業との連携
 - + 「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

40

健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

- × ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- × 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針 P.332~)に基づく取組の推進
- × 職場におけるがん検診の推進
- × 女性の健康課題に関する理解の促進
- × 眼科検診等の実施の推進
- × 職場における感染症に関する理解と取組の促進(P.116~)

41

チェックリスト提出のお願い

- × 健康診断及びその事後措置等の実施状況について、チェックリストに記入し、当署までご報告願います

提出先：いわき労働基準監督署 安全衛生課

E-mail：iwaki-kantokusho@mhlw.go.jp

報告期限：令和5年10月13日（金）

42

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう！



安全衛生優良企業は労働者の
安全や健康を守る企業の証です

詳しくは、「厚生労働省 職場のあんぜんサイト」へ
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

43